



旭川東警察署交通だより

令和6年8月19日
旭川東警察署
交通第一課企画係

～ ハイビームについて ～

ハイビームの活用について

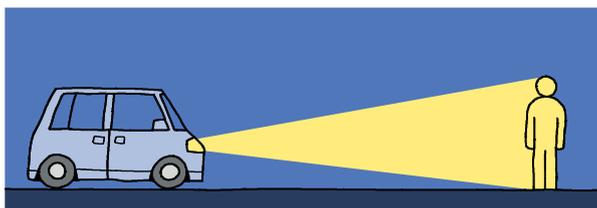


夜間、車両を運転する際、ライトはハイビーム（走行用前照灯・遠目のライト）で走行することが基本です。

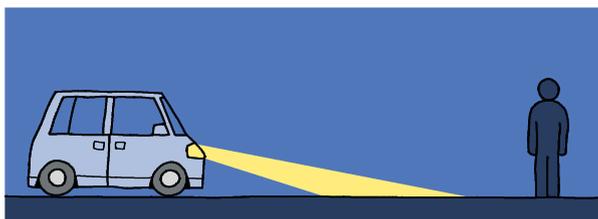
ただし、他の車両と行き違う場合、または他の車両等の直後を進行する場合で、他の車両等の交通を妨げるおそれのあるときは、ロービーム（すれ違い用前照灯・近目のライト）で走行しなければなりません。

（道路交通法第52条第2項）

ハイビーム・・・早期発見!



ロービーム・・・気づくのが遅れる



こまめにハイビームとロービームを切り替えると、歩行者・自転車を早期発見でき、早期に危険回避が可能になります。

また、自転車・歩行者側もライトに照らされることで車に気づくことができます。

※ 自転車・歩行者は夜光反射材を身につけましょう。